

令和7年度 第1回高槻市景観審議会 会議録

令和7年10月31日（金）午後2時～午後3時30分
本館3階 第2委員会室

1. 開会

【事務局】

令和7年度第1回高槻市景観審議会を開会する。

【会長】

委員出席数は8名で過半数を超えていたため、会議は成立していることを報告する。また、傍聴希望者がいるが、今回の議題については、公開することが不適当なものとは認められないため、傍聴を許可する。

2. 案件

議題「景観形成資源の保全・創出について」

【会長】

議題について、事務局より説明をお願いする。

【事務局】

< 資料の確認及び案件説明 >

【会長】

議題について、ご意見・ご質問があれば、ご発言いただきたい。

◆城下町エリアまちなみ環境整備事業について

【A委員】

・マンションや集合住宅を助成対象にすることは、城下町エリアの景観改善につながる良いことであるが、一方でとてつけたような簡素な修景やデコレーションではよろしくないので、当初の設計段階から、事業者あるいは設計者が景観に寄与する意識をしっかりと持っていたいだけるように取り組む必要がある。そのためには、協議や相談のプロセスをどのように組み立てるかが重要であるため、今後運用するにあたり、その点を意識していただければと思う。

【会長】

・景観法における市の届出制度では、建物の高さ15m以上が届出の対象となり、その際チェックすることは可能だが、15m未満の建物の場合、どのタイミングで、どのように質的なチェックやアドバイスをするのか。

【事務局】

- ・景観の届出対象の場合は、申請時にアドバイスや意見等を伝える機会があると考えている。また、窓口に来庁される事業者には、都市計画情報の確認と合わせて補助制度の案内を行うとともに、建築確認の窓口部署と連携し、事前相談の段階で景観の届出規模に達しないものであっても、補助制度の事務局窓口に案内してもらい、設計者や事業者の方に補助制度の内容を伝えるようなプロセスを考えている。

【会長】

- ・技術情報支援でアドバイザー等ということも検討されているため、事務局で判断が難しい場合は、専門家の先生方に意見を聞きながら運用されると思うので、できるだけ補助制度を活用した修景事例が増えていくことを期待している。

【B委員】

- ・同じような補助制度が進んでいるA市では、過去に町家の修繕や大規模改修を行う際、建築確認が必要となり法の適合が求められたことで、そもそも基礎の形から適合しないので改修ができないという事案があると聞いている。近年は、木造建築の改修に関して、国の建築基準法は緩和されてきており、過去よりも有利になっていると思うが、実際にA市でも改修が困難で建て替えていたり、改修ができない事例もあった。そのため、助成制度と合わせて、例えば建築基準法の適用除外についての条例など、今から準備することもあってもいいのではと思う。

【事務局】

- ・事務局としても、各地でそのような課題はあると認識している一方で、建築基準法も、人命や危険に対して改正をされている中で、適用除外については、かなり慎重にならないといけない部分もあると考えている。制度を運用する上で、そのような意見がありうることは貴重な意見として受け止めたい。

【会長】

- ・伝統的建造物群保存地区など、国の制度に則して実施できれば国も緩和を認めてくれると思うが、それ以外のところで条例を作つて、それだけで緩和するところは、まだハードルがあると思う。
- ・違法にならないような範囲で、制度運用の裁量について建築指導部局との調整も考えていただきたい。

【C委員】

- ・景観形成は機運の醸成が必要だと思うので、ワークショップや勉強会など団体活動助成を支援することが非常に重要と考える。ぜひ積極的にこの団体活動助成を盛り上げていってほしい。

【会長】

- ・B市の菊花祭の事例では、初めは菊一輪を鉢植えで置いていただくところからスタートし、地域の住民がどんどん展示の件数を増やしていって賑やかなまちづくりとなった良い事例だと思う。この事例のように、住民の方から中心に輪を広げていただくような、所有者の方や地域住民の方がコミュニティで主体的に何かをやっていただくところにいければ良いと思う。

【B委員】

- ・町家等については、時間勝負ということがいまだに課題だと思う。
- ・大阪城における平成の大修理の際は、市民の寄付で成り立っているため、高槻城の復興を検討する際は、市民の寄付や協力というのも考えていただければと思う。
- ・A市でも同じような制度を進めているため、行政同士の交流や、例えば市民活動をされている方々の交流を行政がバックアップするなど、制度運用に関する参考になることがあると思うので、検討していただければと思う。

【会長】

- ・助成金だけの問題ではなく、市が応援しているというお墨付きを頂きたいというタイプの申請もあると思うので、お金だけではないような形で市がうまく応援できるということも参考にしていただきたい。

【D委員】

- ・登録了承いただいたのは全60件のうち16件で、保留や不在を加えると全体の3分の2ぐらい登録の可能性があると思うが、本制度を広報や周知する中で、この数が増える見込みはあるのか。

【事務局】

- ・保留や不在については、まだ可能性が残っているため、今後も城下町エリアの中に入って所有者の方にヒアリングや制度周知を行う予定である。

【D委員】

- ・これから運用のため、この制度が良いのか悪いのか、懐疑的な面もあると思うが、運用が始まり、団体活動をしている、またこれから活動する方が助成を受けて、その活動がイベント等うまく働きかけられ広報に掲載されたりして周知されるなど、お金以上に良い面があると知ってもらえるよう、市における広報活動や周知方法を頑張っていただきたい。

【会長】

- ・C市では、同じように登録制度を作つて、その表彰の際に所有者の方が集まるグループワークを開催したところ、所有者だからこそ、抱えている問題を皆で共有したり、改修の好事例を紹介するなど、解決まではいかなくても情報の共有だけでもかなり前向きになったという事例がある。そのような意見交換の場も非常に効果的だと思う。
- ・機運醸成という意味で、商家をリノベーションし、みんなの居場所として会議等に活用し、その物件を見ながら会議をするだけでも盛り上がるため、そのような場所や機会を作ることで、住民が主体的に意見交換をする場合もある。

【B委員】

- ・過去に横山家住宅で町家に関する調査の結果発表を実施したところ、町家の所有者の方々は熱心に聞いていただいたので、そのような町家等の場所があって、自分たちの町家に関する話合いで、行政からの声掛けがあれば、集まつてもらえると思う。

【会長】

- ・D県では、地域のNPO等の団体が主催する現代アートの展示会を実施しており、展示場として古民家の所有者に貸してほしいとの話をしたところ、最初は拒否されたが、期間を指定することで貸していただけた事例がある。また、イベントの実施を通じて具体的なイメージができたことや、多くの方々から好評であったこともあり、所有者の方の意識も変わった事例がある。
- ・イベントを通じて、何をどう動かしたいのか、何を働きかけていきたいのかというところの仕掛けを最初からきちんと持つていれば、うまく機能し始めるとと思う。また、そのような仕掛けを市民団体が仕掛ける部分と組み合わせて進めていただきたいと思う。

【会長】

- ・多くの参考になるご意見を頂いたところで、本日ご提示いただいた建造物等の修景助成の仕組み、団体活動助成の内容に関して異議はないというように思うので、このまま市の方で進めていただく。

3. その他

◆報告案件について

【E委員】

- ・点検技能講習修了者については、屋外広告物を扱った工事経験が最低5年以上で、扱った物件件数により講習を受け、その後も5年毎に更新講習を受ける必要があるなど、精度の高さが求められることから、屋外広告物業界の質の向上にもつながっていると思う。

- ・広告は、派手なものだけでなく、お客様が安心・安全と感じるシンプルなカラーの見せ方の方がお店にとっても効果的になる事例があり、すてきな広告として事例を挙げていただけると、良い事例の提案ができるため、今後も引き続き協力し合っていきたい。

【会長】

- ・景観アドバイザーをしている時、事業者との協議で市が後ろ盾になってくれると、とても有効な部分もあるため、市が事業者・設計者・デザイナーとうまくタイアップしながら進めると効果が出るのではと思う。

4. 閉会

【会長】

以上で、令和7年度高槻市景観審議会を閉会する。